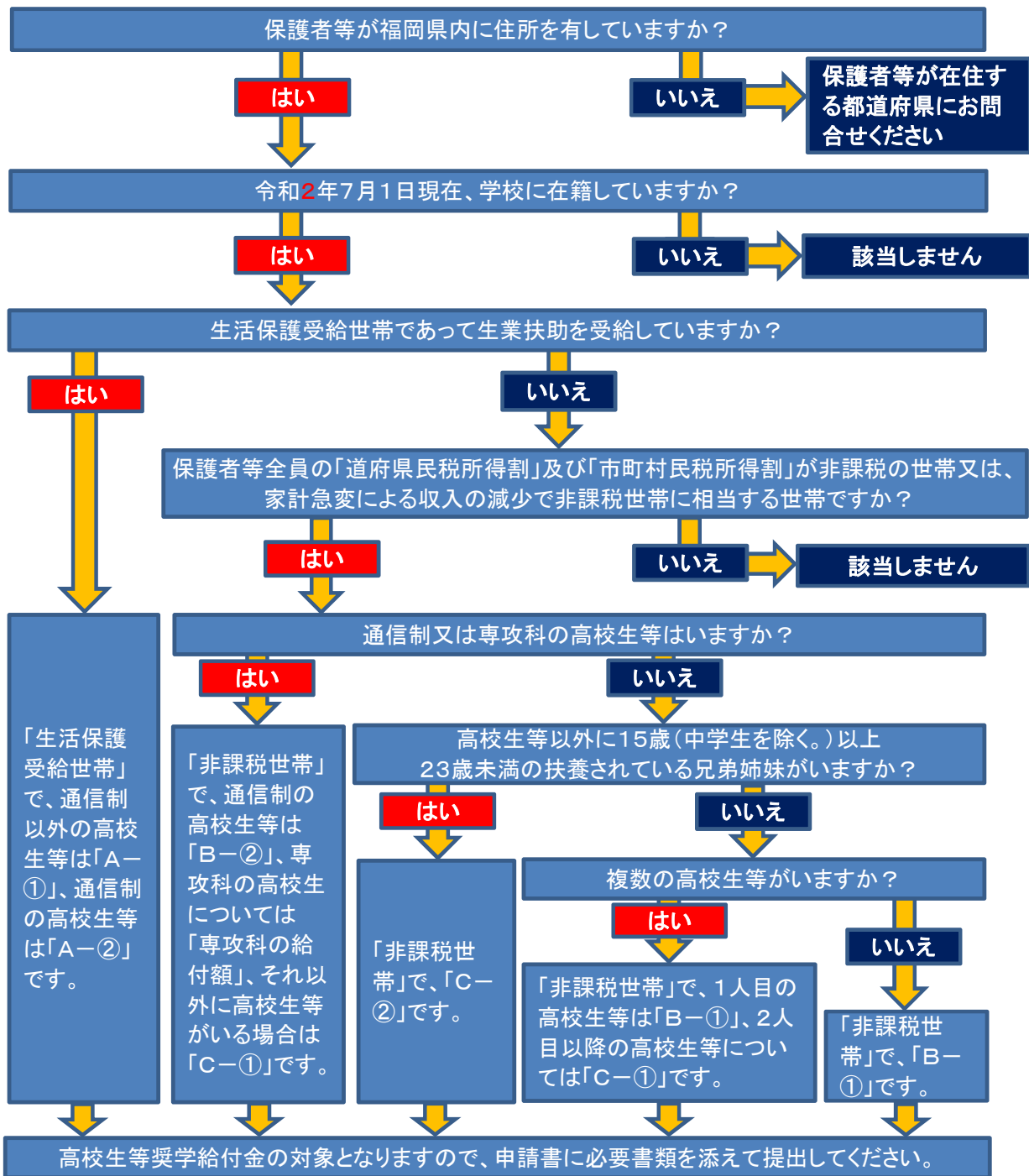


高校生等奨学給付金 支給確認表



A. 生活保護受給世帯(生活保護受給世帯であって生業扶助を受給している世帯)

A-①	通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等	52,600円
A-②	通信制の私立高等学校等に通う高校生等	52,600円

B. 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

B-①	通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等	103,500円
B-②	通信制の私立高等学校等に通う高校生等	38,100円

C. 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税で、複数の高校生等がいる世帯又は高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯

C-①	複数の高校生等がいる世帯の2人目以降の通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等	138,000円
C-②	高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等	138,000円

専攻科の生徒であって、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

38,100円

(注1)「高校生等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校(1～3学年)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定める学校の生徒又は学生をいいます。

(注2) 基準日は7月1日です。

ただし、新入生に対する一部給付の早期化については、基準日は4月1日です。